

補助金調書

補助金名	都市景観形成建築物等保全整備補助金(御供所地区)			担当課 (連絡先)	住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室(TEL092-711-4589)																						
交付先	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体	都市景観形成建築物等の修理、 建築物等の修景を行う者		区分	建設費に対する補助金																						
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期		前年度末																							
(公募の場合) 応募要件	歴史的・文化的価値のある建築物等を有する都市景観形成地区内において、景観形成建築物等の修理又は歴史資源と調和した建築物等の修景を行うこと。																										
(非公募の場合) 非公募の理由																											
補助開始年度	平成27	年度	経過年数	10	年度																						
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 福岡市都市再生整備計画事業補助金交付要綱第3条に基づく民間建築物等修景助成事業について、歴史資源と調和した街並の形成を促進することを目的に修景助成を行う為交付するもの。</p> <p>【補助対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市景観形成建築物等の復元又は保存を図るための改築、修繕等。 ・建築物等の新築、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え又は色彩の変更等を行う際に、当該建築物等を歴史的な外観とする工事。 																										
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回																						
終期を延長する理由	本事業は福岡市都市再生整備計画事業補助金交付要綱に基づく事業であり、市の策定する都市再生整備計画の事業の一つとして位置付けており、本事業の実施を前提に計画の成果指標の目標値を設定しているため。																										
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p><交付対象費用></p> <p>①修理費 都市景観形成建築物等の修理のうち道路、公園等の公共空間から通常見える建築物等の部分(構造体を含む)に要する費用</p> <p>②修景費(建築物等修景費、建築設備等修景費、外構修景費、色彩等修景費) 上記に該当する修景費のうち道路、公園等の公共空間から通常見える建築物等の外観(構造体を含まない)を修景した場合の工事費から通常要する工事費を差し引いた費用</p> <p><助成金額></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 45%;">補助対象</th> <th style="width: 15%;">補助率</th> <th style="width: 25%;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修 理</td> <td>都市景観形成建築物等の修理</td> <td>1/2以内</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>修 景</td> <td>上記以外の建築物等の修景</td> <td>1/2以内</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>設計費等</td> <td>測量、調査及び設計・監理に要する費用</td> <td>1/2以内</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>その他市長が必要と認める経費(但し、修理及び修景に対し加算する)</td> <td>特にその建築物等の規模が大きく、著しく修景に要する費用が見込まれるもので、敷地面積が300㎡以上、かつ、建物の階数が4階以上の建築物等とする。</td> <td>1/2以内</td> <td>200万円</td> </tr> </tbody> </table>						区分	補助対象	補助率	限度額	修 理	都市景観形成建築物等の修理	1/2以内	450万円	修 景	上記以外の建築物等の修景	1/2以内	300万円	設計費等	測量、調査及び設計・監理に要する費用	1/2以内	75万円	その他市長が必要と認める経費(但し、修理及び修景に対し加算する)	特にその建築物等の規模が大きく、著しく修景に要する費用が見込まれるもので、敷地面積が300㎡以上、かつ、建物の階数が4階以上の建築物等とする。	1/2以内	200万円
区分	補助対象	補助率	限度額																								
修 理	都市景観形成建築物等の修理	1/2以内	450万円																								
修 景	上記以外の建築物等の修景	1/2以内	300万円																								
設計費等	測量、調査及び設計・監理に要する費用	1/2以内	75万円																								
その他市長が必要と認める経費(但し、修理及び修景に対し加算する)	特にその建築物等の規模が大きく、著しく修景に要する費用が見込まれるもので、敷地面積が300㎡以上、かつ、建物の階数が4階以上の建築物等とする。	1/2以内	200万円																								
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】																										
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度																							
	件	2 件	0 件	0 件																							
	3000 千円	741 千円	0 千円	0 千円																							

<p>前年度補助事業 の主な実施概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寺院の外構工事における修景助成 ・勅使門保護のための侵入防止柵設置工事への修景助成
<p>補助金交付 による効果</p>	<p>景観に配慮された住宅等の整備が進み、歴史的な街なみの保全及び継承、統一感のある街なみの形成が図られる。</p>

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。